

播磨わくわく講座

「安心してらせる町にしたいなあ」「もっと播磨町のことを知りたいなあ」

播磨わくわく講座は、住民の皆さんが主催する会合や催しに町職員や専門家が出向き、町政の現状や暮らしの中で知っている役立つ内容の講座を行います。講座を受講することにより、まちづくりについて理解を深めていただき、住民と行政が協働して、住みよいまちをつくることを目的としてつくられた講座です。

<申し込みできる方は>

原則として、町内に在住、通学、通勤している5人以上の団体・グループなら誰でも申し込みできます。(講座28・29を除く)

<申し込み方法は>

実施日の1ヵ月前までに、播磨わくわく講座申込書を企画グループへ提出してください。詳しくは下記をご覧ください。

<開催時間と場所は>

平日・休日を問わず、午前9時から午後9時までの間で2時間以内(講座28・29を除く)とし、開催場所は、公共施設・集会施設などで、町内に限らせていただきます。

<会場の手配は>

この講座は、住民の皆さんが主催する催しに、講師を派遣する制度です。会場の手配や催しの周知、当日の進行などは、主催者側でお願いします。

<講師料は>

講師料は無料ですが、講座によっては、材料費や資料代などが必要になる場合があります。

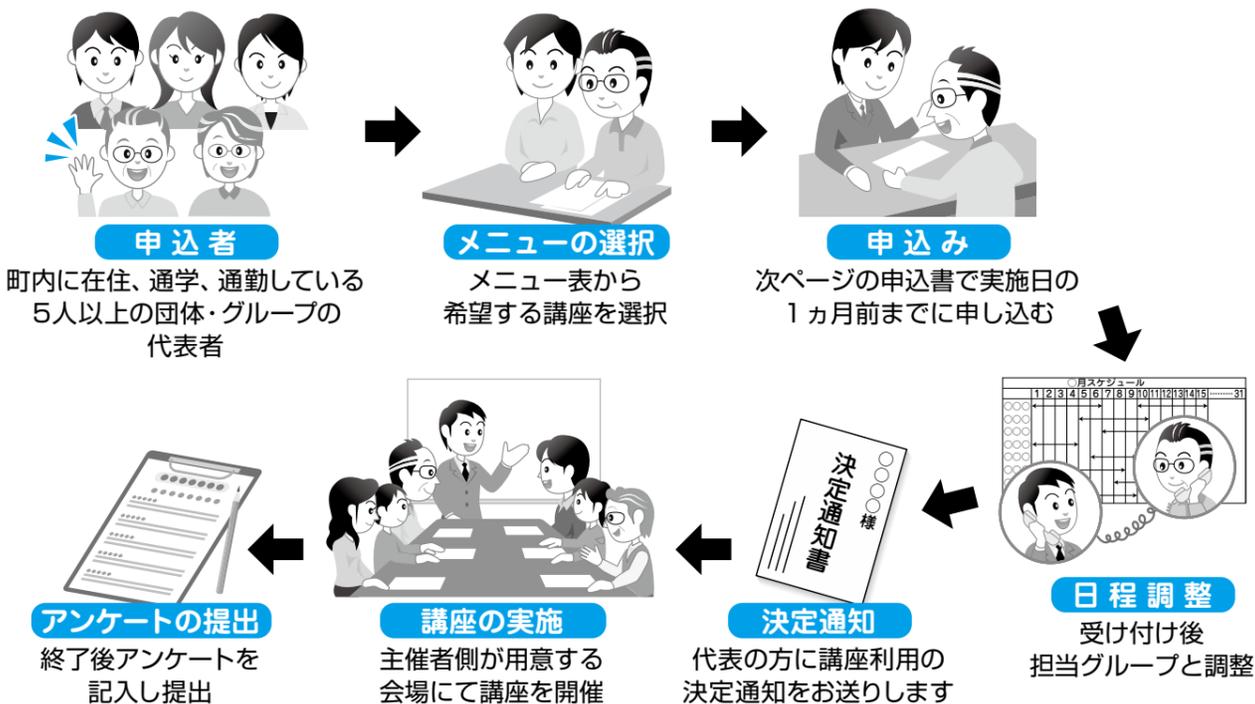
<利用できない場合は>

- ① 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- ② 政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるとき。
- ③ 播磨わくわく講座の目的に反しているとき。

<注意事項>

- ① この講座は、苦情などをお聞きする場ではありません。
- ② 講座の時間は、当初予定した時間内に終わるようにお願いします。
- ③ その場で説明できない内容がある場合も予想されますので、ご了承ください。
- ④ 日程については、講座の内容、講師の都合などにより、調整させていただく場合もあります。

●わくわく講座の利用手順



問合せ・申込み

企画グループ

申し込み前に電話などでご相談いただければ、日程調整がスムーズに進みます。
☎079(435)0356 FAX079(435)0609

このページは点線で切り取って保管してください。

「子育て世帯臨時特例給付金」「臨時福祉給付金」が支給されます

▶問合せ 福祉グループ社会児童福祉チーム ☎079(435)2362
福祉グループ高齢障害福祉チーム ☎079(435)2361

子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な措置として、国から「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

▼支給対象者 基準日である平成27年5月31日において、平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者及び要件を満たす方

▼対象児童 平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の

臨時福祉給付金

消費税率の引き上げの影響を緩和するため、平成27年度も臨時福祉給付金が支給されます。
住民税が課税されていない方を対象に臨時福祉給付金が支給されます。

▼支給対象者 平成27年度の住民税が課税されていない方が対象です。
ただし、課税されている方の被扶養者や生活保護の受給者は除きます

▼給付額 1人につき6千円

(加算措置はありません)
▼申請方法 対象と思われる方には、8月末に申請書を郵送します。詳しくは9月号の広報でお知らせします
▼申請期間 9月1日(火)～3月1日(火)
▼給付金の受取方法 審査後、申請書に記載した指定口座に入金します
※支給は10月から開始します。

対象となる児童
※臨時福祉給付金の対象者などを含む。
▼給付額 児童1人につき3千円
▼申請方法 児童手当現況届にある子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)欄に必要事項を記入・押印し、同封の返信用封筒に入れ郵送(切手不要)、または福祉グループ窓口までご持参ください

給付金をよそおった『振り込め詐欺』や『個人情報の詐欺』にご注意ください

「子育て世帯臨時特例給付金」および「臨時福祉給付金」に関して、次のようなことは絶対にありません。
・国や県、町職員などが銀行やコンビニなどのATM(現金自動預け払い機)を使って手続きをお願いすること
・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと
・国や県、町職員などが給付のために、手数料の振り込みを求めること

不審な電話を受けた場合は下記にご相談ください。
兵庫県加古川警察署 ☎079(427)0110
播磨町消費生活相談コーナー ☎079(435)1999

※ただし、児童手当の振込口座以外の口座を希望される場合は、本人確認書類(写し)と振込先に指定した口座が確認できる書類(写し)が必要となります。
※公務員の子育て世帯臨時特例給付金の申請は、所属庁から配布される公務員用の申請書に必要事項を記載し、所属庁から「公務員児童手当受給状況証明書」に証明を受けたうえで、申請してください。

なお、返信用の封筒が必要な方は、返信用封筒(切手不要)を郵送しますので、福祉グループまでご連絡ください。
▼申請期間 6月1日(月)～
▼給付金の受取方法 審査後、申請書に記載した指定口座に入金し、併せて「支給決定通知書」を郵送します。支給対象外の方には「不支給決定通知書」を郵送します
※支給は10月から開始します。

住民税(町県民税)の減免

▶問合せ 税務グループ
☎079(435)0358

退職や失業などにより所得が無くなったり、著しく減少した場合で、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。

減免の申請をされる方は、納期限の7日前までに申請書を出してください。減免申請書は税務グループの窓口にあります。

- ▶対象
- 【A】 次の①～③全てに該当する方
- ①平成26年中の総所得金額が800万円以下の人
 - ②失業、休業・休職、または廃業などの事由が発生した方（※休業の場合は、休業期間中に納期限の到来する納期分のみが減免対象となります）
 - ③事由発生後1年間の総所得金額が、前年の総所得金額と比べて半分以下に減少すると認められる人

【B】 納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難であると認められる場合（課税の基礎となった年分の相続人及び被相続人の両方において総所得金額が800万円以下であること）

▶申請に必要な物 納税通知書・印鑑・前述の②・③に該当することを証明できる書類（雇用保険受給資格者証、無職の申立書、税務署への廃業届出書控、医師の診断書など。年金受給者は年金証書・年金改定通知など最新の年金額がわかるもの）
相続人が町外の方の場合は、相続人の所得証明書

平成27年度 個人住民税(町民税・県民税)の改正

▶問合せ 税務グループ☎079(435)0358
平成27年度から実施される、個人住民税の主な改正点についてお知らせします。

1. 住宅ローン控除の延長・拡充

消費税率の引き上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、個人住民税においても住宅ローン減税の拡充を図ることとなりました。

所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年4月から平成29年12月までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

居住年	平成26年1～3月	平成26年4月～29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高13.65万円)

※平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%か10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）となります。

2. 上場株式等の配当・譲渡所得にかかる税率

上場株式等の配当・譲渡所得にかかる10%の軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日より20%の本則税率（所得税15%、住民税5%）が適用されることとなりました。

平成21年1月1日～平成24年12月31日	平成25年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日～平成49年12月31日
10% (所得税7%、住民税3%)	10.147% (所得税及び復興特別所得税 7.147%、住民税3%)	20.315% (所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%)

※所得税においては、平成25年から平成49年までは、復興特別所得税として各年分の基準所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することになります。



空き家実態調査を実施します

▼問合せ 都市計画グループ ☎079(435)2366

人口減少や少子高齢化の進展などに伴い、全国的に空き家の増加が大きな課題となっており、播磨町においても空き家の現状を把握するため、空き家の実態調査を実施します。

調査に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。

▼調査範囲 町内全域（新島・東新島を除く）

▼調査方法 調査員による外観調査

※電気・水道メーターなどの確認・写真撮影を行うことがあります。

▼調査員 町が委託したシルバークリスタールの調査員が行います。調査員は町発行の調査員証を携帯しています。

▼調査期間 6月上旬から8月下旬（予定）

●わくわく講座メニュー

- ①これからのまちづくり（企画グループ）
まちづくりの目標や基本的な考え方、長期的指針を示した播磨町第四次総合計画の内容について
- ②進む行政改革（企画グループ）
行政改革の取り組みについて
- ③統計事業って何？（企画グループ）
身近に実施されている統計事業について
- ④まちの台所事情（総務グループ）
予算や決算など、まちのお金のはなし
- ⑤選挙のしくみ（総務グループ）
あなたの1票を大切に…いろいろな投票方法について
- ⑥「情報公開」「個人情報保護」って何？（総務グループ）
情報公開条例、個人情報保護条例に基づく両制度について
- ⑦防災のはなし（危機管理グループ）
被害を最小限に食い止めるために普段からしておくことは？災害が起こったらまず何をすればいいの？など防災関連のはなし
- ⑧マスタープランって何？（都市計画グループ）
まちの都市計画の現状と基本計画について
- ⑨地籍調査って何？（都市計画グループ）
地籍調査の必要性や仕組みについて
- ⑩道路のはなし（土木グループ）
播磨町駅周辺地区の移動円滑化な道づくりについて
- ⑪かしこい消費者になろう！（住民グループ）
最近の消費生活相談事例を交えながら、契約トラブルに遭わないためのポイントをわかりやすくご説明します
- ⑫知っておきたい「国保」と「年金」（保険年金グループ）
「国民健康保険」と「国民年金」の仕組みと手続き
- ⑬わかりやすい「介護保険」（保険年金グループ）
「介護保険」の仕組みと手続き
- ⑭税金のはなし（税務グループ）
町税の仕組みはどうなってるの？どんな計算で、こうなるの…
- ⑮食のはなし（すこやか環境グループ）
一工夫で健康づくり！毎日の食事（調理実習も可）
- ⑯「健」「幸」づくりを楽しもう（すこやか環境グループ）
誰でもできる健康づくりをご紹介します！
- ⑰みんなでごみを減らそう（すこやか環境グループ）
家庭で気軽に始められるごみの減量、環境にやさしいリサイクル
- ⑱福祉のはなし（福祉グループ）
今実施されている福祉制度は？①～③から選択してください ①障害福祉 ②高齢福祉 ③ 児童母子福祉
- ⑲水ができるまで（水道グループ）
こうやって飲み水ができるんだ！～取水井から浄水施設の紹介～
- ⑳なぜ「下水道」は必要なの？（下水道グループ）
下水道の整備について
- ㉑今、学校教育は？（学校教育グループ）
子どもをとりまく学校教育の現状と播磨町の教育
- ㉒今こそ考えよう！家庭教育（学校教育・生涯学習グループ）
青少年の健全育成や家庭で子どもと向き合うポイント
- ㉓男女共生社会って？（生涯学習グループ）
男女共生社会の実現に向けて私たちができること
- ㉔人権ビデオフォーラム（生涯学習グループ）
人権啓発ビデオを見て語り合おう
- ㉕みんなのスポーツ（生涯学習グループ）
誰もができるニュースポーツなどをみんなで体験しよう！
- ㉖生涯、学習時代！（生涯学習グループ）
生涯、学習を続けるためには…
- ㉗知って「播磨町の偉人と文化財」！（郷土資料館）
ジョセフ・ヒコや今里傳兵衛などの偉人、大中遺跡や身近な文化財などについての出前講座です
- ㉘犯罪から命と財産を守るために（企画グループ 外部講師）
様々な犯罪から命と財産を守るために気をつけること
- ㉙守ろう！交通ルール（企画グループ 外部講師）
交通事故を起こさない、まきこまれないために日頃から気をつけること
- ㉚手作りメニュー
上記以外に聞きたい講座をリクエストしたり、複数の講座を組み合わせることも可

役場職員以外の講師が担当する講座もあります

次の講座はそれぞれの専門家による講座です。ただし、以下の条件がありますので、ご注意ください。
28番・29番 講師派遣：兵庫県加古川警察署
▶団体 30人以上の団体・グループ ▶時間 平日の午前10時から午後4時までの間で2時間以内

播磨わくわく講座申込書（コピーしてご利用ください）

希望の講座	講座番号	講座名	参加人数	人
希望の日時	平成____年____月____日(____)____時____分～____時____分			
講座の会場	電話			
申請者	〔団体・グループ名〕 〔代表者・申請者〕 氏名		住所 〒 電話	
備考	内容について要望があればご記入ください			